○平塚市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に 関する条例施行規則

> 平成25年3月29日 規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成24年条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道施設の増設及び改造の工事)

- 第2条 条例第2条第5号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次に掲げるものとする。
  - (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
  - (2) 沈殿池、ろ過池、浄水池又は配水池の新設又は増設に係る工事

(水質基準)

第3条 条例第3条第2項の規定により規則で定める水質基準は、小規模水道により供給 される水が、別表第1の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる基準に適合するも のでなければならないこととする。

(確認の申請)

- 第4条 条例第6条第1項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書(第1号 様式)とする。
- 2 条例第6条第1項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
  - (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
  - (2) 配水系統図
  - (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(小規模水道の給水開始前の届出及び水質検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による給水を開始する旨の届出は、小規模水道給水開始届(第2号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第1項に規定する水質検査は、小規模水道により供給される水が第3条の 規定による水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、 別表第1に掲げる事項及び消毒の残留効果について行う検査とする。

(小規模水道の変更及び廃止の届出)

第6条 条例第8条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届(第3号様式)により行うものとする。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

- 第7条 条例第9条第1項に規定する定期の水質検査は、当該小規模水道により供給される水が、第3条の規定による水質基準に適合しているかどうかを判断できる場所から採取した水について、別表第2に掲げる事項及び消毒の残留効果並びに別表第1に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めて指示したものの検査を行うものとする。
- 2 条例第9条第2項に規定する当該小規模水道により供給される水が第3条の規定による水質基準に適合しないおそれがあるときに行う臨時の水質検査は、別表第1に掲げる 事項のうち市長が特に必要と認めるものの検査を行うものとする。
- 3 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届(第4号様式)に より行うものとする。

(給水する水の塩素消毒)

第8条 条例第10条第3号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき0.4ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1リットルにつき0.2ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1リットルにつき1.5ミリグラム)以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第9条 条例第11条第2項の規定による届出は、小規模水道施設給水緊急停止報告書(第 5号様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第10条 条例第12条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届(第6号様式)

により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の変更及び廃止の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更(廃止)届(第7号 様式)により行うものとする。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第12条 条例第14条第1項第3号に規定する規則で定める事項は別表第1に掲げる事項のうち市長が特に必要と認めるもの及び消毒の残留効果とし、同号に規定する供給する水に異常を認めたときに行う水質検査は当該小規模貯水槽水道により供給される水が異常であるかどうかを判断できる場所から採取した水について当該事項の検査を行うものとする。

(管理に関する検査)

- 第13条 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受ける検査は、 次に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 貯水槽及び高置水槽周囲の状態
  - (2) 貯水槽及び高置水槽の本体、上部及び内部の状態
  - (3) 貯水槽及び高置水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
  - (4) 貯水槽及び高置水槽の通気管及び水抜管の状態
  - (5) 給水管の状態
  - (6) 給水栓における臭気、味、色及び濁り並びに残留塩素の状態
- 2 市長は、条例第14条第2項の規定による指定をしたときは、次に掲げる事項を告示 するものとする。これを廃止し、又は変更したときも同様とする。
  - (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
  - (2) 検査を行う区域
  - (3) 指定年月日
  - (4) 検査の業務の開始年月日(検査の業務を開始していない場合にあっては、その 予定年月日)

(身分証明書の様式)

第14条 条例第17条第3項に規定する身分を示す証明書は、小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証(第8号様式)とする。

#### (地位の承継の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届(第9号様式)により 行うものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月25日規則第37号)

この規則は、令和2年6月25日から施行する。

別表第1(第3条、第5条、第7条、第12条関係)

事項	基準					
一般細菌	1ミリリットルの検水で形成される集落数が1					
	00以下であること。					
大腸菌	検出されないこと。					
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、1リットルにつき0.					
	003ミリグラム以下であること。					
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、1リットルにつき0.00					
	05ミリグラム以下であること。					
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、1リットルにつき0.0					
	1ミリグラム以下であること。					
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、1リットルにつき0.01ミ					

	リグラム以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、1リットルにつき0.01
	ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、1リットルにつき0.
	02ミリグラム以下であること。
亜硝酸態窒素	1 リットルにつき 0. 0 4 ミリグラム以下であ
	ること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、1リットルにつき0.0
	1ミリグラム以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1リットルにつき10ミリグラム以下であるこ
	と。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、1リットルにつき0.8
	ミリグラム以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1リットルにつき1.0
	ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下で
	あること。
1, 4一ジオキサン	1 リットルにつき 0. 05 ミリグラム以下であ
	ること。
シス―1, 2―ジクロロエチレン及び	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であ
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	ること。
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下であ
	ること。
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であ
	ること。
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であ
	ること。
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であ

	ること。
塩素酸	1 リットルにつき 0. 6 ミリグラム以下である
	こと。
クロロ酢酸	1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下であ
	ること。
クロロホルム	1 リットルにつき 0. 0 6 ミリグラム以下であ
	ること。
ジクロロ酢酸	1 リットルにつき 0. 03 ミリグラム以下であ
	ること。
ジブロモクロロメタン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下である
	こと。
臭素酸	1リットルにつき0.01ミリグラム以下であ
	ること。
総トリハロメタン(クロロホルム、ジ	1リットルにつき0.1ミリグラム以下である
ブロモクロロメタン、ブロモジクロロ	こと。
メタン及びブロモホルムのそれぞれの	
濃度の総和)	
トリクロロ酢酸	1 リットルにつき 0. 03 ミリグラム以下であ
	ること。
ブロモジクロロメタン	1 リットルにつき 0. 03 ミリグラム以下であ
	ること。
ブロモホルム	1リットルにつき0.09ミリグラム以下であ
	ること。
ホルムアルデヒド	1 リットルにつき 0. 08 ミリグラム以下であ
	ること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1リットルにつき1.0ミ
	リグラム以下であること。
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、1リットルにつき

	0. 2ミリグラム以下であること。				
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、1リットルにつき0.3ミリ				
	グラム以下であること。				
銅及びその化合物	銅の量に関して、1リットルにつき1.0ミリ				
	グラム以下であること。				
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、1リットルにつき2				
	00ミリグラム以下であること。				
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、1リットルにつき0.				
	05ミリグラム以下であること。				
塩化物イオン	1リットルにつき200ミリグラム以下である				
	こと。				
カルシウム、マグネシウム等(硬度	) 1リットルにつき300ミリグラム以下である				
	こと。				
蒸発残留物	1リットルにつき500ミリグラム以下である				
	こと。				
陰イオン界面活性剤	1 リットルにつき 0. 2 ミリグラム以下である				
	こと。				
(4S, 4aS, 8aR) —オクタヒドロ	- 1リットルにつき0.0001ミリグラム以				
4,8a―ジメチルナフタレン―4a(	(2下であること。				
H) ―オール (別名ジェオスミン)					
1, 2, 7, 7一テトラメチルビシ	ク 1リットルにつき0.0001ミリグラム以				
ロ [2, 2, 1] ヘプタン―2―オ	一下であること。				
ル (別名 2 ―メチルイソボルネオー)	レン				
非イオン界面活性剤	1 リットルにつき 0. 0 2 ミリグラム以下であ				
	ること。				
フェノール類	フェノールの量に換算して、1リットルにつき				
	0.005ミリグラム以下であること。				
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1リットルにつき3ミリグラム以下であるこ				

	と。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

# 別表第2 (第7条関係)

事項
一般細菌
大腸菌
亜硝酸態窒素
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン
有機物(全有機炭素(TOC)の量)
pH値
味
臭気
色度
濁度

#### 小規模水道布設工事確認申請書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏

電話番号

次のとおり小規模水道の布設工事をしたいので、条例第6条第1項の規定により、関係書類 を添えて確認の申請をします。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給 水 予 定 人 口	
工事着手予定年月日	
完了予定年月日	

## 小規模水道給水開始届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏 名

電話番号

年 月 日付けで確認を受けた小規模水道の布設工事が完成し、給水を開始するので、条例第7条第1項の規定により、届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
給水開始予定年月日	

#### 小規模水道変更(廃止)届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所 氏 名 法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏

電話番号

次のとおり小規模水道布設工事確認申請書の記載事項を変更(小規模水道を廃止)したので、 条例第8条の規定により、届け出ます。

小規模水道施設	设の名称	
小規模水道施設の	設置場所	
確認年月日及び指令番号		
変更(廃止)年月日		
	変更事項	
変更内容	変更前	
変更後		
変更(廃止)	の理由	

## 小規模水道水質検査結果届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏

電話番号

次のとおり小規模水道の水質検査を実施したので、条例第9条第3項の規定により、水質検査成績書を添えて届け出ます。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
水質検査実施日	

## 小規模水道施設給水緊急停止報告書

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏

電話番号

次のとおり小規模水道施設の給水の緊急停止を行ったので、条例第11条第2項の規定により、 報告します。

小規模水道施設の名称	
小規模水道施設の設置場所	
緊 急 停 止 の 日 時	
緊 急 停 止 の 理 由	

## 小規模貯水槽水道給水開始届

年 月 日

(提出先) 平塚市長

> 住 所 氏 名 法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏 名

次のとおり小規模貯水槽水道の給水を開始したので、条例第12条の規定により、届け出ます。

設	置	場所								
給力	ト 開 か	台年月日				年		月	日	
#HUC.	名	称					(通称	名		)
概要(※	主だ	たる用途		共同住宅・事務所・店舗( 館・その他(				) • :	学校・病	病院・工場・旅
)	延~	ド床面積		m²	階多	数	地上		階・地下	階
設	貯 水 槽		有効容量		一 縦 合計 n	×柞 n³(	黄×有 m× m×	効水深 m× m) m× m)	1	FRP・コンクリ ート・鋼製・ その他(
備			設置場所	屋内・屋	<b>是外</b> 上	地上	:設置	• 地下埋	設・その	)他( )
畑 の 概	高 置 水 槽			縦 n	×柞 n³(	黄×有 m×	効水深 m× m)	材質	FRP・コンクリート・鋼製・ その他(	
			設置場所	屋内・屋	<b>是外</b> 力	地上	:設置	• 地下埋	設・その	)他( )
要	給水方式 高置水槽方式・		 7式・圧力	小木槽力	5式	・その	)他 )	水道結栓	有・無	
その他 管理形態(委託管理・自主管理) 消毒設備の有無(有・無)						無)				

※ 小規模貯水槽水道の概要を御記入ください。

#### 小規模貯水槽水道変更(廃止)届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏

電話番号

次のとおり小規模貯水槽水道の届出事項を変更(小規模貯水槽水道を廃止)したので、条例 第13条の規定により、届け出ます。

小規模貯水槽水道施	設の名称	
小規模貯水槽水道施設の設置場所		
給水開始の届出年月日		
変更(廃止)年月日		
	変更事項	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変更(廃止)の理由		

(表)

第   号	小規模水道及び小規模貯水槽水道立入検査証	写	真	
	職名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
上記の者は、多	条例第17条の規定による立入検査を行う者であるこ	とを証	明する	0

(裏)

条例(抜粋)		

### 設置者の地位承継届

年 月 日

(提出先)

平塚市長

住 所

氏 名

法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及び代表者の氏 名

電話番号

次のとおり小規模水道(小規模貯水槽水道)の設置者の地位を承継したので、条例第18条の 規定により、届け出ます。

施設の名称	
施設の設置場所	
地位承継の年月日	
地位承継の理由	
旧設置者の住所	
旧設置者の氏名	

- 第1号様式(第4条関係)
- 第2号様式(第5条関係)
- 第3号様式(第6条関係)
- 第4号様式(第7条関係)
- 第5号様式(第9条関係)
- 第6号様式(第10条関係)
- 第7号様式(第11条関係)
- 第8号様式(第14条関係)
- 第9号様式(第15条関係)